

札幌市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

令和5年（2023年）9月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

札幌市旅館業法施行条例（平成15年条例第12号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第8条第1項及び第9条中「及び法第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。
- (2) 第11条中「第5条第3号」を「第5条第4号」に改める。
- (3) 第12条第1項中「若しくは法第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項若しくは第3条の4第1項」に改める。
- (4) 別表2-2の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に、「1件」を「承継1件」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

（理 由）

旅館業法の一部改正により、旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡する場合には、保健所設置市の市長等の承認を受けることとされたことに伴い、当該承認の申請に係る手数料の額を定めるほか、所要の規定整備を行うため、本案を提出する。